

## 長浜市選挙管理委員会告示第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数を地方自治法第74条第5項並びに同法第75条第6項、市町村の合併の特例に関する法律第5条第30項、地方自治法第76条第4項、同法第80条第4項、同法第81条第2項、同法第86条第4項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第2項において準用する地方自治法第86条第4項において準用する同法第74条第5項の規定により告示する。

令和7年12月1日

長浜市選挙管理委員会委員長 河崎 顯了

50分の1の数	1, 832人
6分の1の数	15, 259人
3分の1の数	30, 517人